

ウイルス感染PCヘルプサポート ウイルス感染義援金 に関する規定【αScan II】

(目的)

第1条 『ウイルス感染PCヘルプサポート ウイルス感染義援金』(以下「本サービス」といいます。)は、サクサ株式会社(以下「甲」といいます。)が販売するSS5000α及びSS5000Ⅱα(以下、「セキュリティ機器」)にバンドルされている、株式会社フーバーブレイン(以下「乙」といいます。)が提供する『αScan II』(以下「本システム」といいます。)を有する利用者(以下「サービス受給者」といいます。)のみに適用されます。

本規定は、乙が提供する本サービスに適用される基本的な条件を定めるものです。

(対象期間)

第2条 サービス受給者が本サービスを受給できる期間は、本システムが導入された日から本システムのライセンス有効期限までとします。なお、本システムを適正に利用していない場合は、有効期間にかかわらず本サービスの対象外となります。

(給付回数の限度)

第3条 本サービスの給付は、期間中1回までとします。

(給付の金額)

第4条 本サービスの給付金は一律50万円とします。

(給付の内容)

第5条 本サービスの内容は以下のとおりです。

(1) 本サービスの対象範囲

- ・ 正常に動作しているセキュリティ機器の配下に接続されたパソコン等に本システムをインストールしているにも関わらずマルウェア感染し、乙にてマルウェアの駆除が出来なかった場合

(2) 本サービスの対象動産

- ・ 本システム契約内で動作環境が保障されたOSのWindows パソコンおよびサーバー
- ・ 本システム契約内で動作環境が保障されたOSのMacパソコン

(3) 本サービス申請前に必要な調査

- ・ 本サービス申請前に乙にてマルウェア感染の有無の確認及びマルウェア駆除の作業を実

施します。確認・駆除作業はサービス受給者所有のパソコン等を遠隔で操作する場合があります。

- ・ 乙が遠隔操作が必要と判断した場合、サービス受給者にはスマートフォンでのテザリング通信やポケットWi-Fiルータなどを利用して、社内ネットワークからの切り替えをして頂く必要があります。

- ・ 乙が遠隔操作が必要と判断した場合、サービス受給者には遠隔操作に必要な遠隔ソフト「TeamViewer」のインストール作業をして頂く必要があります。

(4) 本サービスの適用外

- ・ 第2条、第5条(1)、(2)、(3)の条件を満たさない場合
- ・ 本システムをインストールしたパソコン等が日本国外にある場合
- ・ サービス受給者の使用上の誤り、改造、甲や乙以外での修理の場合
- ・ 本システムのソフトウェアが最新情報にアップデートされていない機器の故障または破損の場合
- ・ 乙の承諾なく「セキュリティ設定」を「低」にし、マルウェアに感染した場合
- ・ 乙の承諾なくリアルタイム監視機能を「無効」又は「ヒューリスティック検知機能」を無効にし、マルウェア感染した場合
- ・ サービス受給者による運送または移動の際の落下、または衝撃等に起因する故障、または破損の場合
- ・ 過去に本サービスによる支払いが行われた後に発生した障害等
- ・ 地震、噴火、津波等による天災中の損害
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動中の損害等

(5) 本サービス申請に必要な書類

- ・ 本システムに付属するライセンス証書
- ・ ウイルス感染義援金 申請書
- ・ その他、甲や乙が必要と判断する書類等

(6) 申請方法

- ・サービス受給者からウイルス感染義援金申請書を提出頂きます。
- ・サービス受給者から(5)の書類が提出され、内容に不備がないことを甲・乙にて審査を行います。審査の結果、支払いが決定されたら、速やかにサービス受給者へ通知します。

(振込方法)

第6条 第5条(5)にて提出されたウイルス感染義援金申請書に基づき、サービス受給者の法人口座へ乙より直接振り込みます。

(本規定の変更)

第7条 甲および乙は規定に変更があった場合、サービス受給者の了承を得ることなく、本規定を随時変更することがあります。この場合には、改定後の規定を適用するものとします。なお甲のホームページに表示された時点より、効力を生じるものとします。

以 上